

令和2年12月23日

令和2年

第11回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和2年12月23日（水曜日）午後3時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史		教育長
三 留 利 夫	委 員	教育長職務代理者
弘 瀬 知江子	委 員	
高 橋 幸 子	委 員	
深 澤 佳 己	委 員	
北 内 英 章	委 員	

2 出席職員（10名）

教育総務部長	玉 川 一 二
教育総務課長	政 木 純 也
副参事（教育地域力担当）	丹 野 詩 織
学務課長	柳 沢 憲 一
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	岩 崎 政 弘
副参事	早 川 隆 之
副参事（法務担当）	平 栗 敬 子
学校職員担当課長	池 一 彦
教育センター所長	柿 本 伸 二
大田図書館長	長 岡 誠

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 「議案審議」

第49号議案 大田区いじめ防止対策推進条例原案の提出について

第50号議案 大田区立野辺山学園の廃止について

第51号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例原案の提出について

第52号議案 大田区立学校設置条例の一部を改正する条例原案の提出について

第53号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

第54号議案 コロナ禍におけるおおた教育ビジョンの取り組みについて（令和2年度補完版）

~~~~~

(午後 3 時 00 分開会)

○教育長

ただいまから令和 2 年第 11 回大田区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は傍聴希望者がおります。

委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

それでは、大田区教育委員会傍聴規則第 7 条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または拍手その他の方法により公然と可否を表明することは禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染の拡大を防止するため、本日は、マスクをお持ちの方については、マスク着用の上で審議を進めさせていただくとともに、効率的な会議運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。本日の出席委員数は定足数を満たしておりますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に高橋委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程第 1 について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第 1 は「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

それでは、私から報告させていただきます。

昨日、12 月 22 日に区長より辞令をいただきまして、引き続き大田区教育委員会の教育長を務めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

これまで教育長として 3 年間務めさせていただきましたが、教育委員の皆様、教育委員会の職員の方々、また学校関係者、そして多くの地域区民の方々のご協力によりまして、共に大田区の教育の推進に尽力できましたことを深く感謝申し上げます。

また、教育長としてはじめの 2 年間につきましては、おおた教育ビジョンの策定とその主導について、大きな課題意識を感じておりました。ビジョンのテーマには「豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てる」を掲げましたけれども、すぐに、未来を作る力として、コミュニケーション能力、論理的・科学的な思考力、情報活用能力、ともに生きる力、健康・体力の五つの資質、能力の育成に力点を置いて取組を始めたところでござい

ます。

区議会を初め、多くの区民の方や学校の方からもご理解いただき、また職員の方々の努力のおかげでこのおおた教育ビジョンは良いスタートが切れたのではないかというふうに思っております。

しかしながら、この1年間は、学校教育においては新型コロナウイルスの感染拡大による3か月間の臨時休業があり、その後、感染防止に努めながらの教育施策の対応を余儀なくされたところでございます。

学校をはじめ、そして教育に携わる方々には、限られた状況の中で創意工夫しながら子供たちの健やかな成長と発達のために心を砕き、本当にご努力いただきました。

現在も陽性者の発生が途切れることなく、感染拡大について見通せない状況であります。現在子どもたちは学校で学習し、学校生活を送ることができております。この度の再任にあたっては、まずはコロナ禍において子どもたちの命と安全を守り、学校生活があること、学校の教育が途切れることなく続けられることをまず第一に考えたいというふうに思っております。

また、コロナ禍においてもおおた教育ビジョンに基づく教育を推進して、大田区の子供たちの教育の充実に努めてまいりたいと思っております。

コロナ禍において、学びを保証するための喫緊の課題である学校、教育のICT化の推進・重点化を図りつつ、新たな形に工夫した学校行事などの継続に取り組みます。また、未来ものづくり教育や、不登校特例校、コミュニティスクールなど、これからの学校教育のあり方を見据えながら、その基盤を確立していきます。コロナ禍を乗り越え、新たな本区の教育の充実にために、教育委員の皆様をはじめ、教育委員会の職員の方々、教育関係の皆さん、広く地域の方々、区民の方々のご協力をいただきながら一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

子供たちを育ててはぐくむ、教育という営みは、大田区にとって、それから社会全体にとって大変重要な役割を担っているというふうに自負しております。また、区民の方々の期待に応える大きな責任を感じているところでございます。

大田区教育目標の最後の一文には「すべての区民が広く教育に参加できる仕組みづくりを推進する」という言葉がございます。微力ながら、教育委員会をはじめ、すべての区民の方々のご理解とご協力を得ながら、子供たちの成長と幸せのために、大田区の教育のために努力してまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま、意見を述べさせていただきましたが、ご意見ご質問はございますでしょうか。弘瀬委員。

#### ○弘瀬委員

弘瀬でございます。教育長と同様、昨日区長より教育委員会委員としての辞令をいただきましたので引き続き努めさせていただきます。

今まで教育長を初め、多くの教育委員の皆様にご助けられました。今後も私のできる範囲の中で、微力ながら参加させていただき、子供たちのために頑張りたいと思います。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○教育長

それでは、ほかにご意見ご質問ございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

○教育長

それでは、次の日程に移ります。

日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第2は「議案審議」でございます。

本日は第49号議案から第54号議案までの計6件のご審議をお願いいたします。

それでは、議案を読み上げます。

第49号議案 大田区いじめ防止対策推進条例原案の提出について。

第50号議案 大田区立野辺山学園の廃止について。

第51号議案 大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例原案の提出について。

第52号議案 大田区立学校設置条例の一部を改正する条例原案の提出について。

第53号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令。

第54号議案 コロナ禍におけるおおた教育ビジョンの取り組みについて（令和2年度補完版）。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

それでは、ただ今の議案につきまして、事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは私から第49号議案 大田区いじめ防止対策推進条例原案の提出についてご説明をさせていただきます。

区におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する条例を制定する必要があることから本案を提出するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長

ただいまの説明に対しましてご意見、ご質問はございますでしょうか。

三留委員。

○三留委員

この推進条例原案につきましては、いじめ対策推進法にあるいじめ対策委員会やいじめ

問題再調査委員会をしっかりと位置づけたことに、意義があると思っております。委員には適切なメンバーを選定していると思っておりますが、いじめの未然防止だとか、いじめ重大事態が起きたときの適切な対応として、機能していけるのではないかと思います。

○教育長

深澤委員。

○深澤委員

三留委員と同じ意見なのですが、本件については総合教育会議でも話をしましたので、重複になってしまいますが、大田区いじめ問題対策連絡協議会を策定して、恒常的に連携を図っていき、話し合いを継続していくという前提の下で、万が一重大事態が起こった場合にはそれを転用し、すぐに調査に乗り出すことができる、ということを目指していると考えております。先ほど教育長が再任のお話の中で、子供たちの命と安全を守るために、引き続き頑張っていくという決意を述べられました。本当に子供たちの身に何も起こらないことを願っておりますが、もし何かあったときには、より効果的に素早く対応ができるような仕組みを作っていきたいので、私もこの原案に賛成をいたします。

○教育長

ほかに、ご意見、ご質問はありますか。

それでは、第 49 号議案につきましては原案どおり決定いたします。

続いて事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

それでは続きまして、第 50 号議案、第 51 号議案についてご説明をさせていただきます。

この 50 号議案については大田区立野辺山学園の廃止について、51 号議案については大田区立学校校外施設設置条例の一部を改正する条例原案の提出についてでございます。

長野県南佐久郡南牧村に、昭和 48 年に開設された大田区立野辺山学園でございますが、区立中学校第一学年生徒の移動教室でこれまで利用されておりました。

しかしながら、施設の適正な運営事業者の確保が困難ということになり、移動教室授業のあり方を見直しまして、平成 30 年 6 月以降は民間施設を利用した実施へと移行したというところでございます。

また、校外施設としての使用見込みがなくなった当施設の活用方法につきましてはこれまで検討を重ねてまいりましたけれども、他の用途に供することが困難であることから、令和 3 年 3 月 31 日をもって施設を廃止することとする第 50 号議案を提出するものでございます。

また、大田区立野辺山学園を令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する際に、大田区立学校校外施設設置条例から、大田区立野辺山学園に関する事項を削除し、整理する必要があることから第 51 号議案をあわせて提出するというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長

ただいまご説明いただきました件に対しましてご意見、ご質問はございますでしょうか。  
高橋委員。

○高橋委員

野辺山学園については、青少対で実施しているリーダー講習会の宿泊体験講習で利用させていただいておりました。廃止ということはとても残念ですが、一区切りがついたという思いがします。ありがとうございました。

以上です。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○三留委員

いま、教育総務課長からお話があったように、適切な管理業者が見つからないということと、相当長く使って老朽化しているということ、それから他の用地に移すことができないという事情があります。そのようなことがあるのであれば、廃止については仕方がないと感じました。

ただ、各中学校がこれから移動教室等をやるわけですけれども、生徒が効果的な体験ができますように、施設の紹介など、円滑な実施のために教育委員会として全面的にバックアップをお願いしたいと思います。

○教育長

ほかに、よろしいですか。

それでは、第 50 号議案、第 51 号議案について原案どおり決定いたします。

それでは続けて事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

続きまして、第 52 号議案 大田区立学校設置条例の一部を改正する条例原案の提出についてご説明をさせていただきます。

現在、大森第七中学校で進めている改築工事、大田区立大森第七中学校校舎改築その他工事第一期につきましては、令和 3 年 3 月中旬に竣工を予定してございます。このため、敷地の街区が異なる仮設校舎から新校舎へ、学校の住所を変更する必要があるということでございます。

これに伴いまして、学校の住所を定めている大田区立学校設置条例を改正する必要があることから本案を提出するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長

それではただいまの説明に対しましてご意見、ご質問はございますでしょうか。

○深澤委員

令和3年3月中旬に竣工予定ということでしたが、生徒たちが本校舎で授業を開始できるのは4月1日からということですか。

(「はい」との声あり)

○深澤委員

それに合わせてこの条例をリリースするという事でよろしいでしょうか。

○教育総務課長

今お話がありましたとおり、現在の予定でのお話ですけれども、新年度からの使用ということを基本的には考えているところです。

それらに伴って、第1回定例会の中で議決をいただく必要がありますので、このタイミングで変えさせていただく、という手続きを踏ませていただこうと考えています。

○深澤委員

分かりました。ありがとうございます。

○教育長

ほかにご質問はございますでしょうか。

それでは、第52号議案につきましては原案どおり決定いたします。

続けて事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

続きまして、第53号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令についてご説明をさせていただきます。

東京都が定める職員の休暇、職免等処理後の様式が一部改正されたことに伴い、区が定める同一の様式を改正する必要があることから本案を提出するものでございます。

ご審議方よろしく願います。以上でございます。

○教育長

それではただいまの説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

○三留委員

学校職員服務取扱規程の改正は、印の省略ということで、都に準ずる形でいいのではないかなと思います。出勤簿の押印規定等もまだ残っていますので、これからデジタル化が進めば、そのような改正は、また今後も行われるのではないかと思います。

この服務規定につきましては、セクハラやパワハラなどといったことについてもしっかりと書かれておりますので、各学校で、年度初めの服務研修のときに活用してもらいたいと



思っております。

○教育長

ほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、第 53 号議案について原案どおり決定いたします。

続けて事務局職員の説明を求めます。

○教育総務課長

続きまして、第 54 号議案 コロナ禍におけるおおた教育ビジョンの取り組みについて（令和 2 年度補完版）についてご説明をさせていただきます。

教育委員会は令和元年度に制定をいたしました、おおた教育ビジョンに基づきまして、着実に施策を実施してきたところでございます。しかしながら、令和 2 年から、新型コロナウイルス感染症によって学校が臨時休業となり、現在においても三密を避けた授業等の実施を余儀なくされているというところでございます。

このような状況の中、区としても感染症対策の強化、それから授業内容の創意工夫等を行いまして、また大田区 ICT 化推進計画を策定しまして、子供たちの学びの保証をする取組を現在も継続して進めているというところでございます。

しかしながら、教育ビジョンに掲げました取組内容の一部に、実施が困難なものが生じているところでございます。これらを補完するため、教育ビジョンで特に重視する、未来を創る力の育成に係る 24 事業について、今年度に限ってコロナ禍においても実施が可能な取り組みに見直し、補完をすることといたしました。これはあくまでも令和 2 年度補完版ということでございますので、来年度以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて、必要に応じて見直し、補完をしていく考えでございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。以上でございます。

○教育長

それではただいまの説明に対しましてご意見、ご質問はございますでしょうか。

○三留委員

2 ページの一番上に、ICT 教育の充実がございました。令和 2 年度からの小・中学校のタブレット端末のことが書かれています。1 人 1 台導入ということですが、健康面の配慮、体験学習の充実などについて十分配慮しながら、ぜひしっかりした形で取り組んでいただきたいと思っております。

それから、端末環境を各家庭に、ということですが、それぞれいろいろな家庭の事情があると思しますので、各家庭への十分な説明、それから前もお話しましたが、各家庭の保護者が分かる説明書といいますか、子どもがスムーズな学習に入れるような、そういった解説書が出来たら良いと思っておりますので、ぜひお願いしたいと思っております。

今日の新聞に、児童・生徒用デジタル教科書について載っておりました。デジタル教科書は今までのいわゆる 2 分の 1 規制が全面解除になったということで、ずっと使えるようになりました。もちろん健康面での配慮が一番大事であるということは一つの前提として

置いておきますが、学習用デジタル教科書を、いつ大田区として入れていくのかという課題があります。国の無償配布はまだだいぶ先になると思います。例えば各教科で、効果的に使えるところを部分的に入れていくという方法もあると思います。デジタル教科書は、英語であるとか、書写などの学習で効果的に使えると思っています。学習者用デジタル教科書の活用についても、少しずつ検討していただければと思います。

○教育長

よろしいですか。ほかにご意見ありますでしょうか。

○北内委員

この1年間はコロナ禍で、子どもたちだけではなく、先生方や、保護者の方々、PTAの方々や地域の方々、本当に大変だったと思います。その中で、区教育委員会として、教育ビジョンの3番を、素早く、早急に対応して下さり感謝申し上げます。

引き続きこのコロナ禍は続きますけれども、柔軟に、子どもたちに多様な教育機会をおくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○教育長

深澤委員。

○深澤委員

先日の新聞で、国際学力テストの結果が出ていました。それによると、日本の国際順位は小4算数と理科、中2の数学と理科の4教科すべてで国際平均を上回り、前回の調査に続いて5位以内を維持したということが新聞報道でありました。

ただ、高い順位を保った学力調査に対して、学習意欲を問う調査は、国際平均を下回る傾向が見られたということでした。

今回おた教育ビジョンの補完版について、今の説明では、実施が困難になったものに関しての補完だということでした。その中には理科が含まれており、今後コロナ禍において理科がどうなっていくのか、理科の学習に関しての子供たちの意欲がどうなっていくのかということが心配される場所であると考えております。

コロナ禍においては実験や観察などについて、なかなか体験することができないと聞いておりますが、おた教育ビジョンでは、小学校では小学校理科教育指導員の巡回指導等で指導助言を行っているということですか、学校からの要請があった場合には指導主事や指導員を派遣して、指導力向上のための指導・助言を行うという手立てをしてくださると表明しています。これからも、理科に限らず、子どもたちの意欲を引き出すようなご指導をぜひお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○高橋委員

道徳授業とか体育・健康教育授業の地区公開講座についてですが、今現在は地域の方は

とても参加がしにくくなっている状態です。補完の5番のほうで、学校だよりで周知するというような記載がありましたので、地域の人はその中で学ぶことができ、共通理解が得られると思っています。そのようにして地域の子どもたちを守っていければと思っています。

○教育長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

ご意見ありがとうございました。

それでは、第54号議案について原案どおり決定いたします。

それでは、これもちまして、令和2年第11回教育委員会定例会を閉会といたします。

(午後2時26分閉会)